

参考資料

令和 7 年度 補助事業評価について

令和 7 年度農業農村整備事業等補助事業の再評価・事後評価の進め方について

農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領

平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振第 1906 号
最終改正 令和 7 年 7 月 30 日付け 7 畜産第 1016 号
令和 7 年 7 月 30 日付け 7 農振第 1143 号

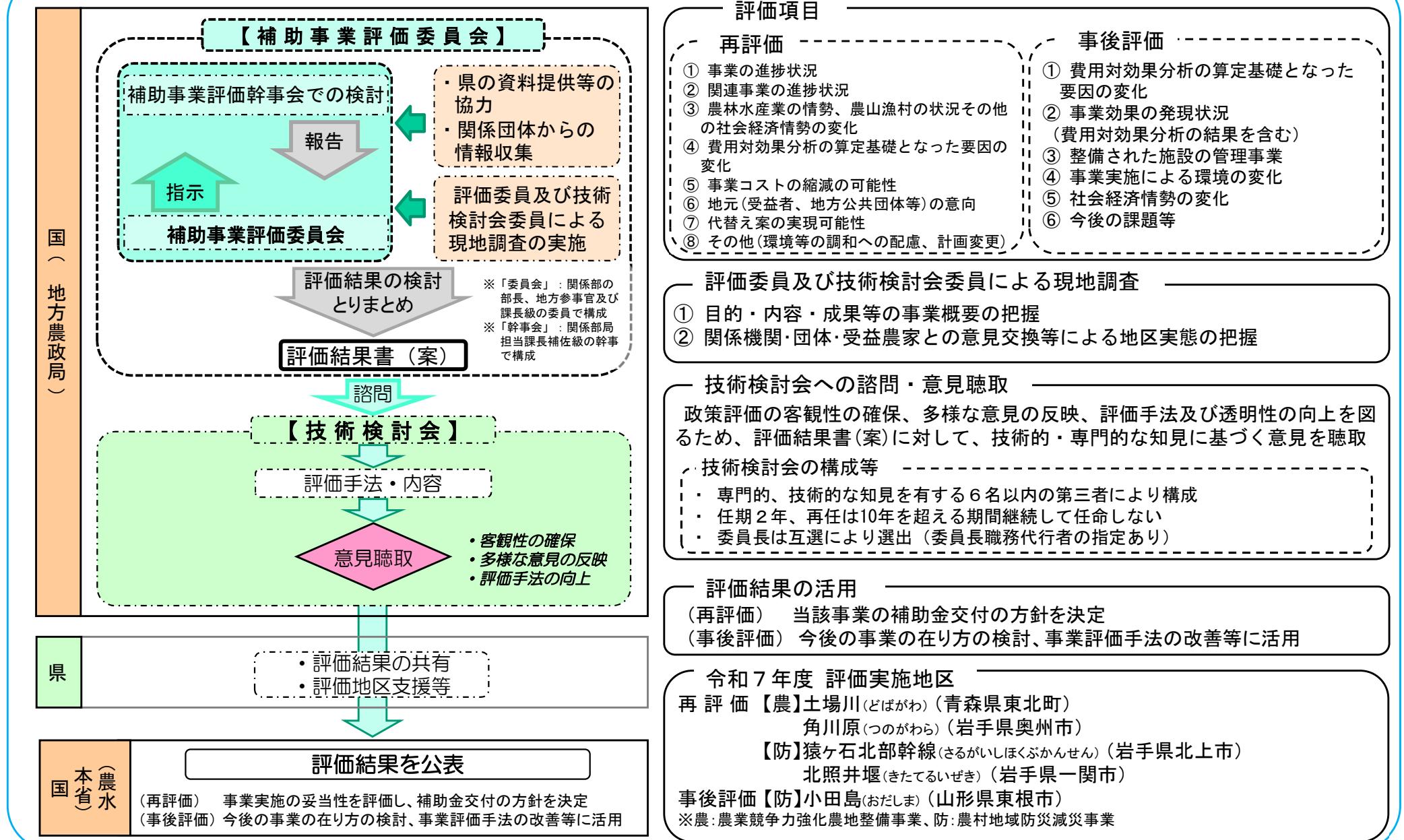
東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

平成 15 年 2 月 19 日付け 14 北整第 930 号 (設)
平成 22 年 11 月 16 日付け 22 北整第 935 号 (設)
平成 24 年 4 月 26 日付け 24 北計第 34 号
平成 28 年 1 月 15 日付け 27 北振第 270 号
令和 元年 12 月 16 日付け元北振第 1300 号
最終改正 令和 5 年 11 月 16 日付け 5 北振第 1871 号

○ 国が行う補助事業の再評価及び事後評価について

再評価:事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針を決定する
事後評価:事業完了後一定期間後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う

評価実施フロー及び評価内容



農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和7年7月30日付け7畜産第1016号
令和7年7月30日付け7農振第1143号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るために、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

（1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

- ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
- イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
- ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。
- （3）（1）のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業

費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

（2）（1）のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあっては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

（1）地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- カ 事業コスト縮減等の可能性
- キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）
- ク その他

（2）地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

（3）畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

(1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）の案を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

(2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書案を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

(3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客觀性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第6 評価結果等の公表

- 1 畜産局長等は、基本計画第6の2の（3）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。
- 2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため、逐次、改善に努めるものとする。

第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について、事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局名	
----	--

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	

〔事業内容〕

〔項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- カ 事業コスト縮減等の可能性
- キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）
- ク その他

事業主体の事業実施方針	
事業主体の予算要求方針	
第三者者の意見	
補助金交付の方針	

- (注1)「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。
- (注2)「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。
- (注3)「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。
- (注4)「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあっては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目							事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ					

(注1)「項目」欄については、ア. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ. 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会情勢の変化、ウ. 事業の進捗状況、エ. 関連事業の進捗状況、オ. 地元（受益者、地方公共団体等）の意向、カ. 事業コスト縮減等の可能性、キ. 代替案の実現可能性、ク. その他に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合はーを記入する。

(注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあっては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局名	
都道府県名	関係市町村名
事業名	地区名
事業主体名	事業完了年度
〔事業内容〕	
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等	
事後評価結果	
第三者の意見	

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

平成 15 年 2 月 19 日付け 14 北整第 930 号（設）
平成 22 年 11 月 16 日付け 22 北整第 935 号（設）
平成 24 年 4 月 26 日付け 24 北計第 34 号
平成 28 年 1 月 15 日付け 27 北振第 270 号
令和元年 12 月 16 日付け元北振第 1300 号
令和 5 年 11 月 16 日付け 5 北振第 1871 号

第 1 目的

国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している農業農村整備事業等に関して、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行うため、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、農業農村整備事業等の効率性及び透明性の一層の向上に資する。

第 2 構成

1 評価委員会の構成は次のとおりとする。

（1）再評価に係るもの

委員長 農村振興部長

副委員長 生産部長、地方参事官（特命・事業計画）、地方参事官（各省調整）

委員 生産振興課長、畜産課長、設計課長、土地改良管理課長、事業計画課長、
水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長

（2）事後評価に係るもの

委員長 農村振興部長

副委員長 生産部長、地方参事官（特命・事業計画）

委員 生産振興課長、畜産課長、設計課長、土地改良管理課長、事業計画課長、
水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長

2 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

3 評価委員会に、次に掲げる者により構成される補助事業評価幹事会を置く。

（1）再評価に係るもの

幹事長 設計課課長補佐（土木技術）

幹事 生産振興課課長補佐（総務）、畜産課課長補佐（草地）、設計課事業調整室
長、土地改良管理課課長補佐、事業計画課課長補佐（計画調整）、水利整備
課課長補佐（総務）、農地整備課課長補佐（総務）、地域整備課課長補佐、
防災課課長補佐

(2) 事後評価に係るもの

幹事長 土地改良管理課課長補佐

幹 事 生産振興課課長補佐（総務）、畜産課課長補佐（草地）、設計課課長補佐（土木技術）、土地改良管理課農政調整官（開発）、事業計画課課長補佐（計画調整）、水利整備課課長補佐（総務）、農地整備課課長補佐（総務）、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐

4 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

第3 実施方法

再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付14農振第1906号生産局長、農村振興局長通知）その他によるものとする。

第4 学識経験者等の知見の活用

評価委員会の長は、再評価及び事後評価に関して、専門的知見を有する第三者からなる検討会（以下「補助事業評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 運営

1 評価委員会の運営

(1) 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から要請があったとき委員長が招集する。

(2) 委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長の命により委員長に代わって検討課題に業務が該当する副委員長が委員会を主宰できることとする。

なお、技術的課題に業務が該当する副委員長は、再評価に係るものにあっては地方参事官（各省調整）、事後評価に係るものにあっては地方参事官（特命・事業計画）が務めるものとする。

(3) 委員長は、必要に応じ補助事業評価幹事会の開催を要請することとする。

2 補助事業評価幹事会の運営

(1) 幹事会は、委員長からの要請により幹事長が招集し主宰する。

(2) 幹事長は、評価委員会に出席して幹事会における検討結果を報告するものとする。

3 補助事業評価技術検討会の運営

第4に規定する検討会の構成及び運営等に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

第6 その他

評価委員会の事務は、再評価に関することにあっては設計課、事後評価に関することにあっては土地改良管理課が関係各課の協力を得て行うものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 16 日から施行する。

東北農政局補助事業評価技術検討会について

第1 目的

農業農村整備事業等の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後一定期間ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）、事業完了後一定期間を経過した地区における当該事業の評価（以下「事後評価」という。）を行うため専門的知見を有する第三者からなる検討会（以下「補助事業評価技術検討会」という。）を設置する。

第2 構成

- 1 補助事業評価技術検討会は、農業農村整備事業等に関する技術的・専門的な知見を有し、公正中立の立場を堅持できる学識経験者等から選任する6名以内の委員により構成する。
- 2 委員の任期は原則として2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げないが、10年を超える期間継続して任命しない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、各委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された委員がその職務を代理する。

第3 実施方法等

- 1 補助事業評価技術検討会は、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（再評価）（以下「評価委員会（再評価）」という。）が作成した補助事業の再評価結果書案、又は、東北農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（事後評価）（以下「評価委員会（事後評価）」という。）が作成した補助事業の事後評価結果書案について審議を行うこととする。
- 2 補助事業評価技術検討会は、評価委員会（再評価）から補助事業の再評価結果書案、又は、評価委員会（事後評価）から補助事業の事後評価結果書案について諮問があったとき、若しくは審議の必要に応じて開催するものとする。
- 3 補助事業評価技術検討会は、審議した補助事業の評価結果について検討するべき事項があると認めた場合には、評価委員会に対して、意見の具申を行うことができる。

第4 事務局

事務局は、再評価に関することにあっては設計課、事後評価に関することにあっては土地改良管理課に置くこととする。